

「アメリカン・コミュニティ」としての収容所 — 在米日系人戦時強制収容と人種主義 —

南 川 文 里

目次

1. はじめに：強制収容とアメリカ民主主義
2. 戦時転住局とコミュニティ政策
3. 観察されるコミュニティ：「実験室」としての収容所
4. コミュニティから強制収容所へ：リベラル・パラダイムの転換
5. 人種主義としての「アメリカン・コミュニティ」

1. はじめに：強制収容とアメリカ民主主義

第二次世界大戦時のアメリカ合衆国で起きた在米日系人戦時強制収容は、マイノリティの市民的自由が侵害されたアメリカ民主主義の「汚点」の一つとされている。アメリカ合衆国政府も、1988年に下院で採択されR・レーガン大統領が署名した「市民自由法」によって、日系の市民および永住民の立退、転住、抑留が、「深刻な不正義 (a grave injustice)」であったと認めている¹⁾。また、同法が依拠した報告書では、戦時強制収容は、「軍事的必要性によって正当化できるものではなく」、その原因は「人種偏見、戦時ヒステリー、政治的リーダーシップの失敗」であったと結論づけられている²⁾。このように、在米日系人戦時強制収容は、人種主義や戦時ヒステリーがアメリカ民主主義の理想を歪めた事件として広く言及されてきた³⁾。

しかし、人種主義による民主主義からの逸脱として強制収容を解釈すると、収容所で行われた「モデル・コミュニティ」政策と呼ばれた一連の政策の位置づけが難しくなる。日系人の立退と収容を実施した政府機関である戦時転住局 (War Relocation Authority, 以下 WRA と略記) は、収容施設を「モデル・コミュニティ」と位置づけ、そこで、「敵性外国人」である日系人にアメリカ民主主義を学ばせるため、さまざまな教育・自治・文化・経済活動を実施した。WRA は、収容所を、アメリカ民主主義から逸脱するものというよりも、アメリカ民主主義や

アメリカ的な生活様式を学習し、習得する場所と考えた。この点について、先行研究は、WRAの「モデル・コミュニティ」構想と、実際の日系人による収容所体験や収容政策の現実のあいだの溝や矛盾に注目し、WRAの構想は、人種主義の現実から目をそらす「建て前」や「標語」に過ぎないものとして批判してきた⁴⁾。

このような「建て前」論は、「モデル・コミュニティ」の理想と強制収容の現実の乖離を問題化してきたが、そこでの「コミュニティ」という概念そのものが抱える思想的・歴史的問題を十分に検討しているとは言いがたい。なぜ、WRAはコミュニティという概念をもって戦時強制収容を積極的に意味づけようとしたのか。10万人もの人々を強制的に移住させるという空前のプロジェクトは、「建て前」のみで動くものだろうか。むしろ、かかわったさまざまな人々が、ある種のコミュニティ観を内面化していたからこそ、膨大な予算と資源を投入した一大計画が可能になったと考えるべきだろう。そして、強制収容政策におけるコミュニティ概念を、「建て前」としてアメリカ人種主義という現実から切り離すよりも、それ自体が同時代のアメリカ人種主義を構成する要素と見なすこともできるのではないだろうか。

本論文では、まず、WRAが掲げたコミュニティという言説が、在米日系人の強制立退・収容政策のなかで、どのように位置づけられたかを考える。その際、WRAによるコミュニティ政策の思想と実践を分析し、また、政策の実践過程に深くかかわったコミュニティ分析という活動にも注目する。そして、なぜ、このようなコミュニティ概念や諸政策をめぐる問題系が、戦後の強制収容をめぐる批判的議論のなかで軽視されてしまったのかを考える。以上の考察を通して、在米日系人戦時強制収容という歴史的事件が、どのような理念的動因のもとで現実化したのか、そして、戦後アメリカ社会の言説編成のなかで、そのような動因機制がいかに不可視化されたのかが明らかになるであろう。

2. 戦時転住局とコミュニティ政策

1942年、アメリカ西海岸の指定区域からの在米日系人（移民とアメリカ生まれの日系市民を含む）の立退、排除、抑留が決定すると、彼らの長期収容を管轄する機関として戦時転住局（WRA）が設立された。WRAは、大半の日系人を収容した転住所（relocation center）で実施された諸政策を、「コミュニティ」という語で表現した。WRAが1942年に設置されると、収容政策の基本理念をめぐる議論が始まり、その統治政策の根本には、「コミュニティ評議会（community council）」「コミュニティ活動（community activities）」「コミュニティ政府（community government）」「コミュニティ管理（community management）」などの制度・実践を通して、「適度な自治政府」を確立することが位置づけられた。収容所によって多少の違いはあったにせよ、WRAは、「民主主義的な方法のもとで、市民的な参加とコミュニティ生

活への責任を獲得させること」を、その政策上の共通目的として定義した⁵⁾。

WRA は、コミュニティという言葉を用いることで、収容所という場所に登場した「急造社会」を、アメリカの政治社会的伝統のなかで再定義しようとした。たとえば、マンザナー転住所で提案された「マンザナー転住所憲法」案は、「われわれ、マンザナー転住所に住む人民（We, the people, residing in the Manzanar Relocation Center）」という言葉で始まり、合衆国憲法序文と同じ文言を用いた文で、収容所コミュニティにおける民主的な生活や福祉の促進、戦時の協力などを誓うものであった。「憲法」第1条では、「このコミュニティの名前は、マンザナー転住所である」と述べ、収容所をコミュニティと読みかえ、そこでの生活全般に新しい意味を付与した⁶⁾。

では、WRAのコミュニティ政策は、具体的にどのように展開されたのであろうか。WRAの収容政策は、「敵性外国人」の監視や保護だけでなく、彼らを収容所コミュニティの一員として参加させ、市民としての義務や道徳を習得させることを目指した。それは、収容所における子どもに対する学校教育から、成人の日系人に対する成人教育や職業教育まで用意し、収容者が1人の自立した市民として、民主的手続きにもとづいてコミュニティ統治に参加するものだった⁷⁾。

その典型が、ブロック単位で選出された代表者（ブロック・マネージャー）らによって構成された自治機関としてのコミュニティ評議会だった。WRAは、代表者による暫定評議会を招集し、収容所単位のコミュニティ自治の基本的原則を定める憲法（constitution）や憲章（charter）を作成させた。これが、住民（収容者）のあいだで批准されたら、正式に成立したコミュニティ評議会のもとで、コミュニティ政府が確立するという仕組みであった。評議会が関与する領域は幅広く、コミュニティ内の基本的なルールの作成だけでなく、収容所内の人材配置、収容者間のトラブルの解決、健康や衛生問題への対応、収容者への福祉促進、農業・工業など経済活動の統括などで、収容生活のあらゆる分野でリーダーシップを発揮することが期待された⁸⁾。

また、WRAは、収容所における日常生活では、コミュニティ活動が果たす役割を重視した。WRAがキャンプにおいて管轄したコミュニティ活動の内容は多岐にわたる。トパーズ転住所では、スポーツ、工芸、図書館、レクリエーションや娯楽、日本語会話グループ、英語会話グループ、ボーイ（ガール）スカウト、宗教活動（プロテスタント、カトリック、仏教、その他）などのセクションが設置され、その多くの責任者に日系人が選ばれた。このような活動も、収容所生活に蓄積しがちな不満の解消だけでなく、収容者のあいだのネットワーク構築とリーダーシップの涵養も主要な目的であった。また、YM(W)CA、ボーイ（ガール）スカウト活動など、キリスト教信仰やアメリカ的な価値観にもとづいた自発的な社会活動を促進した。その一方で、囲碁や将棋などの娯楽、図書館への日本語図書の配備、日本語で会話するクラブの

結成などを求め、仏教や金光教などの日本宗教の活動を認めるなど、日本にルーツをもち、日本語の使用を必要とする文化活動も、コミュニティ活動の重要な一部として認知された⁹⁾。

もちろん、WRA はすべての権限を、収容者主体のコミュニティ政府に移譲したわけではない。むしろ、コミュニティ政策そのものが、WRA が主導する収容所内秩序を構築するための制度であった。各収容所ではブロック・マネージャーとして、多くの日本生まれの一世や日本での教育経験を持つ「帰米」が選ばれたが、その際、WRA 側は「アメリカ政府への忠誠心を有する」ことを条件として挙げていた。また、WRA 側が、ブロック・マネージャーを直接指名することもあった。さらに、収容所内の秩序維持を容易にするために、WRA は、しばしば、市民参加の方法を世代のラインに沿って分割させたうえで、アメリカ生まれの二世を優遇する措置をとった。トパーズ転住所のコミュニティ評議会の場合、1942年の設置時、日本での教育を受けた経験がない層、アメリカで教育を受けた層がメンバーの大半を占めていた¹⁰⁾。

このような世代のラインに沿った分割統治は、コミュニティ政府だけでなく、コミュニティ活動でも採用された。たとえば、トパーズ転住所のコミュニティ活動は、日本語や日本にルーツを持つ文芸・音楽・娯楽などの文化活動を一世の管轄とする一方で、アメリカの価値やアメリカの大衆文化と結びついた活動——ボーイスカウト、キリスト教団体、米軍慰問協会（United Service Organization）の活動、野球などのスポーツ——を、二世の活動と定義づけた。コミュニティ活動も、日系人社会内部の多様性を、世代間の相違という枠組で制度化し、コミュニティという枠組のなかで管理するものであった¹¹⁾。

以上のように、WRA は、収容所政策の鍵概念として「コミュニティ」という語を提起し、収容所のガバナンス、社会関係、日常生活の諸側面を再定義しようとした。WRA が考えるコミュニティとは、コミュニティ評議会を中心とした政治、学校や成人教育プログラムを通じた教育、さらに日常におけるスポーツ、娯楽、余暇活動まで、生活全般を通して、アメリカ民主主義、アメリカ的生活様式、アメリカ的価値を習得できる場所であった。マンザナー転住所の所長を務めた R・メリットは、収容所内の高校の記念アルバムに添えた文章で、(マンザナーが)「人々が平穩に良心をもって生活した場所であり、若い市民らにアメリカ市民の理想を教え(中略)、その生徒たちがアメリカ的生活のために将来の生活を捧げる場所」であることを望むと述べた¹²⁾。このような、「アメリカン・コミュニティ」としての収容所という考えには、同時代のローズヴェルト政権を中心としたリベラルな価値観が反映されていた。ここでのコミュニティとは、二世、一世、帰米などの日系人内部に存在する立場やアイデンティティの多様性を乗り越え、各グループが共有できる価値を生み出すための試みであった¹³⁾。そして、WRA による「分割統治」の方法は、いかに日系人社会内部の差異を民主的な手続きによって乗り越え、統合されたコミュニティを構築するかをめぐる試行錯誤の一つでもあった¹⁴⁾。各収容所において目指されたのは、20世紀前半のリベラル・エリート層が描いた「アメリカン・コミュニティ」の理想

「アメリカン・コミュニティ」としての収容所（南川）

の実現であり、WRAに積極的に協力した一部の二世エリートも、その理想を共有していたのである。

3. 観察されるコミュニティ：「実験室」としての収容所

WRAは、戦時強制収容を、単なる軍事的措置としてだけではなく、「アメリカの世紀」としての20世紀における民主主義の普遍性と社会的知性への信頼に支えられた、壮大な「社会的実験」ととらえていた¹⁵⁾。コミュニティ政策は、まさにこの「実験」の核となるプロジェクトであった。コミュニティ政策の重要な目的の一つは、社会学者を各収容所に派遣し、そのコミュニティの実態や変化を詳細に報告させることによって、「アメリカ化」をめぐる社会的な知識を蓄積することにあった。そのように収容所に派遣された人類学者や社会学者らは「コミュニティ分析家（community analyst）」と呼ばれた。WRAは、コミュニティ政策を有効にすすめるためには、収容者らの自己統治の状況やその課題を、彼らが有する文化的背景にもとづいて理解することが必要であると考えていた。そのため、そのような文化的背景に精通した専門家をリクルートし、コミュニティ分析部門を立ち上げた¹⁶⁾。自身もボストン転住所のコミュニティ分析家であったE・H・スパイサーによれば、コミュニティ分析家として21名の社会学者（13名の人類学者と8名の社会学者）が雇用され、彼らは、科学的な知識と義務意識にもとづいて収容者に直接接触し、そのコミュニティにかんする情報を行政当局に伝えるとともに、その経験を収容所政策に反映させようとしたという¹⁷⁾。

コミュニティの現実に直接的に接触したコミュニティ分析家たちのまなざしには、収容所は、どのように映っていたのであろうか。「コミュニティ分析報告（Community Analysis Report）」の多くは、収容所におけるコミュニティ政策が直面したさまざまな問題を詳細に記述した。先述したように、WRAは、在米日系人社会が抱える多様性や差異を認識しており、コミュニティ政策はそのような差異を包摂する共通意識の生成を目指すものであった。しかし、コミュニティ政策の停滞や失敗の原因は、主に在米日系人側の「内部的要因」に帰せられた。たとえば、1942年にボストン転住所とマンザナー転住所で相次いで「ストライキ」「暴動」が起きたとき、彼らに関心を持ったのは在米日系人内部の亀裂や対立であった。とりわけ、WRAの「アメリカン・コミュニティ」の理想を共有し、コミュニティ政策の主要な担い手として期待されていた二世エリート層と、その他の日系人のあいだでの対立は、コミュニティ政策が直面する主要な障壁として関心を集めた。

たとえば、マンザナー転住所で起きた収容者による「暴動」事件を観察したコミュニティ分析家のM・E・オプラーは、「暴動」の発生過程を、日系人社会内部の分断に注目して描いている。オプラーが注目したのは、強制収容以前から存在していた日系人内部の敵対関係であっ

た。一世と二世のあいだの対立には、「外国人」と「アメリカ市民」という法的地位の違いや、日系人社会内部の政治的権限をめぐる一世企業家層と二世エリート層の対立、そして一部の二世を WRA 側の「スパイ」と考える一世と、一世をコミュニティ政策の阻害要因と考える二世との相互不信など、さまざまな敵対要素が重なっていた¹⁸⁾。さらに、二世としてアメリカで生まれた後に日本で教育を受けた「帰米」グループの存在が、日系人内部の敵対関係を複雑にした。帰米二世は、ほかの二世とは異なった文化的特徴を持つ「新しい移民集団」と考えられた。ここでは、帰米は、学校、職、配偶者を見つけるのに困難を抱えたうえに、同年代のアメリカでの教育を有する二世との文化的相違から、日系人社会内部でも孤立しがちなため、日系人というマイノリティのなかの「パーリア」であると定義づけられている¹⁹⁾。オブラーは、マンザナーにおける「暴動」事件は、コミュニティの自己統治のための「憲章」制定に躍起になっていた二世リーダー層に対する、帰米二世らの反発が最終的には暴力事件に発展したものと解釈した²⁰⁾。このような一連の出来事を観察した結果、コミュニティ分析家は、日系社会における分断を乗り越えるコミュニティ政府の限界を認識するようになった。

このようなコミュニティ分析家による詳細な観察と報告は、WRA によるコミュニティ政策の転換へと結びついた。WRA は、コミュニティ政府が収容所内の対立や摩擦を解決することを期待していたが、マンザナーやポストンで起きた騒動は、その制度への自信を喪失させるものであった²¹⁾。その結果、WRA は、収容者をアメリカ合衆国への忠誠を示す忠誠組と、忠誠を拒否する不忠誠組に分けるための忠誠登録を、1943 年から各収容所で実施することを決定した²²⁾。忠誠組には、西海岸以外の地域への再定住、大学への進学、軍への志願などの「退出許可 (leave)」が認められた。一方、不忠誠組は、コミュニティ政策によるアメリカ化を拒否した層として「隔離」(segregation) の対象となった。WRA は、トゥールレイク転住所を「隔離センター」に指定し、不忠誠組を送致した²³⁾。この隔離政策は、不忠誠組であることをステイグマ化し、日系人社会内部の分断を強化するものであったが、WRA のコミュニティ政策にとっては、多様性を包含したコミュニティの形成を放棄して、「トラブルメーカー」と目された人々を強制的に排除することによって、政治文化的志向が比較的均質な収容所コミュニティを再構築することを意味していた²⁴⁾。

実際、忠誠組の日系人の多くは収容所にとどまり、彼らを対象としたコミュニティ政策は継続された。そのなかには多くの一世代も含まれていたが、コミュニティ分析部門は、一世の多くが「家族と生活する」ために忠誠を選択したと推測し、この層は少なくともアメリカの立場を理解し、共有することが可能だと推定された²⁵⁾。これまでコミュニティ政府を支えてきた二世指導者層の多くが、軍への志願や再定住で収容所を離れる可能性があることを考慮すれば、収容所コミュニティの秩序維持とその円滑な運営のためには、忠誠組の一世代の参加が欠かせなかった。そのため、WRA は、1943 年 4 月、コミュニティ政府の選挙への一世の参加を認める

「アメリカン・コミュニティ」としての収容所（南川）

よう、各収容所に通達を出した。このような一世への権限の拡大は、結果的に、コミュニティ政府への支持を高めることに結びつき、1943年半ばには、6つの転住所（ローワー、ジェローム、コロラド・リバー、ヒラリバー、ハートマウンテン）で、コミュニティ統治の基本的枠組である「憲章」が採択され、コミュニティへの実効的な参加制度が確立した²⁶⁾。

WRAによるコミュニティ政策は、幾度かの「暴動」事件を経験しつつ、結果的には、忠誠登録による隔離を通して、一部で実質的に機能するようになった。この過程には、コミュニティ分析家らも深く関わり、彼らは在米日系人のなかに存在する分断や対立、さらにWRAが掲げる「アメリカン・コミュニティ」の理想に対する一部の日系人の不信を詳細に報告した。このようなコミュニティ分析家が依拠した社会科学的知識は、当時主流であった構造機能主義の影響が強かった。彼らは、対立や「騒擾」事件を、収容所コミュニティ内部の安定的秩序を攪乱する「病理」として位置づけ、その理由を日系人側が持つ文化的・社会的要因に帰す傾向があった²⁷⁾。それゆえ、彼らは不忠誠組も「病理」の一つとして解釈して彼らを隔離し、コミュニティ政策は忠誠組のみという狭い範囲内で実施されることになった。

最終的に、WRAは、忠誠登録によって修正されたコミュニティ政策の達成を、戦時強制収容におけるアメリカ民主主義の正当性を示すものとして宣伝した。それは、収容所閉鎖後の日系人の再定住を支援するためのものでもあった。WRAは、収容政策の終結を見越して、在米日系人が「アメリカン・コミュニティ」へと同化するための一段階として強制収容を再定義し、戦後の再定住と再統合を円滑に進めるため、人種間協調を訴えるリベラル勢力と協力して忠誠心を持つ市民としての「日系アメリカ人」のイメージを定着させるための施策に尽力するようになった²⁸⁾。

しかしながら、収容所内の日系人は、戦前期の生活の場から強制的に引き剥がされ、収容所にすでに隔離されていたという事実を軽視すべきではない。その意味では、忠誠登録による隔離とは、収容所からのさらなる「二重の隔離」を意味していた。WRAが強調した収容所におけるコミュニティ政策の進展や忠誠心を持った市民としての日系人イメージも、二重の隔離という強制的手段を経て、はじめて達成されたものであった。コミュニティ分析家らは、隔離された「実験室」としての収容所において、アメリカ主流社会とは異なった文化志向や社会関係を有する日系人による移民社会が、いかに「アメリカン・コミュニティ」を構築するかを観察してきた。そして、WRAは、日系人社会内部の複雑な対立図式を、忠誠心の問題へと矮小化した。コミュニティ構築の障害となる異質要素を不忠誠組として隔離し、安定的で建設的なコミュニティ環境を整えようとしたのである²⁹⁾。その「実験」は、日系人社会を特徴づける社会関係や文化的性格について偏った想定のもとで、隔離された収容所という特殊な環境で実施された。実験者たちは、その条件の特殊性を十分に認識することなく、その部分的な成果を、戦時アメリカの民主主義や信念の正しさの証明として過大評価し、宣伝したのである。

4. コミュニティから強制収容所へ：リベラル・パラダイムの転換

ここまで見てきたように、WRAは、収容政策を「アメリカン・コミュニティ」の理想を実現させるための措置として位置づけてきた。しかし、第二次世界大戦の終結と前後して各収容所が閉鎖され、日系人の再定住・再統合へと政策の力点が移行するにつれて、合衆国内のリベラル派のあいだでは、強制収容政策における人種主義的な偏向への批判が高まるようになった。

戦時中からアメリカのリベラル派ジャーナリズムでは、強制収容政策に内在する「人種偏見」への批判は存在してきた。たとえば、C・マクウィリアムズは、当時のリベラル派の代表的雑誌といわれた『ニューリパブリック』で、同じ「敵性外国人」であったドイツ系やイタリア系と異なり、日系人だけが大量強制収容の対象となったことを問題として取り上げた³⁰⁾。さらに、1944年には、戦前からの日系人に対する人種偏見による排斥を「加日戦争 (California-Japanese War)」と呼び、その延長線上に戦時日系人強制収容を位置づけた³¹⁾。また、法律家E・V・ロストウは、1945年の論文で、強制収容政策決定過程における軍部指導部の「人種偏見」と、それを追認した連邦最高裁を強く批判した³²⁾。ロストウらの議論は、アメリカ合衆国憲法による法の支配に対して人種主義的な論理が先行し、マイノリティの憲法上の権利侵害が生じてしまったことを、「戦時の誤り」として是正を求めるものであった。

また、リベラル派ジャーナリズムは、収容政策の渦中にある日系人の声を読者に届けようとした。とくに、1942年に『ニューリパブリック』に掲載されたT・ナカシマの短いレポートは、「アメリカ流の強制収容所 (Concentration Camp: U.S. Style)」として立退・収容政策問題を告発するショッキングなものであった。ただし、ここで問題とされたのは、転住所に行く前に一時的に日系人が滞在した「集合所 (assembly center)」の劣悪な環境や、日系人の市民としての権利を無視した運営のあり方であった。ナカシマの報告は、WRAではなく陸軍が管轄した「刑務所も同然」な集合所にアメリカ市民である二世が押し込められ、収容者が「戦争で戦っている相手である『ジャップ』」と呼ばれ続けることの苦痛を訴えるものであった³³⁾。以上のように、1940年代半ばまでのリベラル派ジャーナリズムは、その政策決定や運営上の人種主義的側面を告発するものの、文民主導で行われた転住所内での政策方針や、それを推し進めるリベラルなアメリカ合衆国政府に対する信頼そのものを否定するものではなかった³⁴⁾。

しかし、戦後しばらくすると、ナカシマが使用した「強制収容所」という語が、収容政策全体とその人種主義的性格を強く批判する言葉として再登場する。この言葉は、ナチスドイツによるユダヤ人の強制収容、大量虐殺事件としてのホロコーストを想起させ、アメリカ的信条の対極にあるものとされてきた。しかし、公民権運動やヴェトナム反戦運動のなかで1960年代後半に登場したアジア系アメリカ人研究は、「強制収容所」という言葉を使用することで、戦時収容政策をアメリカ人種主義の歴史的象徴の一つとして再定義した。たとえば、アジア系ア

「アメリカン・コミュニティ」としての収容所（南川）

メロ人研究の代表的研究者の1人R・ダニエルズは、1971年に『アメリカの強制収容所（*Concentration Camps USA*）』というタイトルの著書を出版し、収容政策の全体像を「アメリカ史の中心的テーマとしてのアメリカ人種主義、白人優越主義」の枠組から描きなおそうとした³⁵⁾。ダニエルズは、この著書のなかで、強制収容政策がいかに人種主義的な性格を持っていたのかを、戦前の排日運動から戦時の立ち退きと収容、そして戦後の再定住過程までの歴史を通して議論している。ダニエルズは、そのタイトルにもあるように、ナチスドイツによる「強制収容所」政策との類比を効果的に用いた。たとえば、WRAの初代局長であったM・アイゼンハワーの評価について、次のように述べている。

ニュルンベルク裁判の厳しい基準を当てはめるなら、この残虐行為に黙って従い、それを実行したアイゼンハワーは、（中略）この政策のすべての計画者と同じ様に、有罪である。そして、アイゼンハワーが言う「一般国民の態度」の重要性という基準を採用すれば、アメリカ国民とそこに広がる人種主義もまた、有罪とならなくてはならない³⁶⁾。

ここではナチスドイツによる戦争犯罪を裁いたニュルンベルク裁判の判定基準によって、強制収容政策の計画者・実行者、それを支持したアメリカ国民の「罪」と、その人種主義を強調している。そして、在米日系人強制収容をアメリカ人種主義の産物とする視点が定着した結果として、WRAのコミュニティ政策は、多くの社会学者が関わったにもかかわらず実体を伴わない「建て前」として研究主題から後退し、批判の対象は、関係者やアメリカ国民が有する人種主義的な偏見や態度に集中するようになった。

その後、「強制収容所」論は、日系人がかかわるさまざまな権利獲得運動で象徴的な役割を果たすようになった。「イエローパワー」を訴えるアジア系アメリカ人の学生運動では、アジア系アメリカ人が経験した暴力の一つとして、「1942年に11万人の日系アメリカ人が、事前の裁判なしに強制収容所に収監されたこと」が挙げられた³⁷⁾。そして、このような図式化は、1980年代の戦後補償運動に説得力を与えるものとなり、レーガン政権下の公式謝罪と賠償を導いたことは、冒頭にも述べたとおりである。さらに、「アメリカ式強制収容所」という語は、市民的自由を侵害する疑いのある法制度に反対する運動でも頻繁に使用されるようになった³⁸⁾。

ここまで見てきたように、リベラル派にとっての戦時在米日系人強制収容というプロジェクトは、戦後に大きな転換を迎えた。その展開の契機といえるのは、人種主義に対する態度の変化である。第二次世界大戦中は、人種主義批判は、国家が直面した喫緊の危機に優先するものではなかった。むしろ、WRAが主導する収容所内のコミュニティ政策を通して、先進的な「アメリカン・コミュニティ」をそこに実現することを支持さえしていた。しかし、戦後になると、

その人種主義的性格への批判が先行するようになり、ナチスドイツの「強制収容所」を意識した言説は、戦時中のコミュニティ政策を軽視させるとともに、議論の焦点を収容政策関係者の人種主義的な意図とそれを支持したアメリカ一般国民への反省へと集中させたのである。

5. 人種主義としての「アメリカン・コミュニティ」

本論文では、在米日系人戦時強制収容が、WRAをはじめとする強制収容政策における計画・実施担当者にとって、「アメリカン・コミュニティ」の理想を実現させる壮大な「実験」であったこと、しかし、戦後に「強制収容所」論というかたちで人種主義批判の文脈に位置づけられることで、「アメリカン・コミュニティ」としての収容所という視点は忘却されてしまったことを議論してきた。では、「アメリカン・コミュニティ」としての収容所という視点は、なぜ重要なのだろうか。

ダニエルズらの「強制収容所」論以降、人種主義批判としての強制立退・収容研究の論点は、日系人に対する人種主義的な偏見や態度が、どのように収容所政策にあらわれたか、という点に集中した。ここでいう人種主義とは、いわゆる人種差別や人種偏見を指し、政策計画者、実行者、それを支持したアメリカ一般国民など、個人や集団が有する性質として、思想、態度、行動のなかにあらわれるものと考えられてきた。しかし、近年の人種研究の成果を参照すれば、人種主義を、個人の意図や態度にのみ帰せるべきではない。むしろ、特定の人々をその特徴に応じてカテゴリー化し、そのカテゴリーに沿って権利・資源・福祉を配分する社会編成として考えるべきである³⁹⁾。

WRAがコミュニティ政策を通して実現しようとした「アメリカ化」は、個々の日系人を1人の市民としてコミュニティ政治に参加させようとするものであった。ここで描かれた「アメリカン・コミュニティ」への参加とは、属性にもとづいた政治を排し、コミュニティ内部の多様性を「共通の理想」にもとづいて統合しようとするものであった。もちろん、現実には、収容所内部のコミュニティ政治は、さまざまな背景を有する収容者たちのアイデンティティ・ポリティクスと無縁ではなかった。そこで、WRAは忠誠登録によって、アイデンティティ・ポリティクスをコミュニティ政治から排除し、結局は忠誠心を共有する（と想定された）狭い範囲内でのみ、コミュニティの構築を試みることとなった。

以上のようなコミュニティ政策の方針転換から、同時代の「アメリカン・コミュニティ」のあり方も見えてくる。WRA側には、コミュニティ政策が二重の隔離によって生まれた均質性に支えられたという意識は薄かった。このような隔離への鈍感さは、戦争という緊急状況にのみ帰せられるものではない。むしろ、1940年代の「アメリカン・コミュニティ」像が、「隔離すれど平等」原則による人種隔離制度によって生まれた比較的均質なコミュニティを「モデル」

「アメリカン・コミュニティ」としての収容所（南川）

としたことを重視するべきだろう⁽⁴⁰⁾。WRAのリベラル派や二世エリート層は、「アメリカン・コミュニティ」の均質性を無徴性と同一視し、その無徴の理想を収容所内のコミュニティに実現しようとした。しかし、戦後の「強制収容所」イメージに導かれたリベラルな人種主義批判は、このようなコミュニティ政策の問題性をつかみ損ねてしまった。問題は、計画者や実践者の人種主義的な態度や意図だけではない。問うべきは、1940年代の「アメリカン・コミュニティ」の理想が、異質性の排除によって成立した均質性によって支えられていたことである。換言すれば、コミュニティの無徴性は、有色のマイノリティに対する人種隔離体制と表裏一体の関係にあり、強制収容におけるコミュニティ政策は20世紀半ばの人種編成を直接的に反映したものであったのである。リベラル派エリートたちは、「一切が可能な例外空間」としての収容所という制度的条件のもとで、その無徴性の理想を具現化することの欲求を抑えることなく、収容所を壮大な「実験室」へと変えた⁽⁴¹⁾。その結果、無徴性にもとづく均質な「アメリカン・コミュニティ」のイメージは、強制収容体験の「遺産」の一つとして在米日系人社会に深く刻み込まれた。では、強制収容後、多様な人種エスニック集団が住む西海岸へと多くの日系人が帰還し、コミュニティを再建した際に、その「遺産」は、どのような影響を与えたのであろうか。アメリカ日系人の戦後史は、無徴性のコミュニティ観と多人種社会の現実がどのように交差したのかという観点から問いなおされるべきだろう。

※本論文は、2011年度立命館大学研究高度化推進制度研究推進プログラム（若手研究）の研究成果である。

注

- 1) Civil Liberties Act of 1988, HR 442.
- 2) United States Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians, *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians* (Seattle: University of Washington Press, 1997), p.18.
- 3) 近年の研究でも強制収容を、人種主義による民主的過程からの逸脱として説明されることが多い。Greg Robinson, *A Tragedy of Democracy: Japanese Confinement in North America* (New York: Columbia University Press, 2009) ; 山倉明弘『市民的自由:アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』(彩流社, 2011).
- 4) 島田法子『日系アメリカ人の太平洋戦争』(リーベル出版, 1995), 66頁。「モデル・コミュニティ」政策については以下の研究も参照のこと。David K. Yoo, *Growing Up Nisei: Race, Generation and Culture, 1924-49* (Urbana: University of Illinois Press, 2000); Brian Masaru Hayashi, *Democratizing The Enemy: The Japanese American Internment* (Princeton: Princeton University Press, 2004); John Howard, *Concentration Camps on the Home Front: Japanese Americans in the House of Jim Crow* (Chicago: University of Chicago Press, 2008). これらの研究でも、「アメリカ化」

- 政策の理想と、日系人側が経験した現実のあいだの矛盾が強調されている。一方で、T・フジタニは、M・フーコーによる統治性の観点から、矛盾よりも収容所が「自由な空間としてのアメリカ」を構築する場所であったこと自体を問題としている。Takashi Fujitani, *Race for Empire: Koreans as Japanese and Japanese as Americans during World War II* (Berkeley: University of California Press, 2011), p.127.
- 5) United States Department of Interior, War Relocation Authority, *Community Government in War Relocation Centers* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1946), p.3, 10. 本論文では、WRA が管理した収容施設一般として「収容所」の語を用いるが、個別の収容所の名前に言及する際には公称の「転住所」を用いる。
 - 6) “Constitution and By-laws of the Manzanar Relocation Center, August 31, 1942, Folder O2.91, Japanese American Evacuation and Resettlement Records, Bancroft Library, University of California, Berkeley (以下, JERS と略記). この「憲法」草案は一世や帰米層の反対により、コミュニティ評議会で否決された。しかし、そうであるがゆえに、ここには WRA 側の収容所観が明確に反映されているといえる。Morris Edward Opler, “A History of Internal Government at Manzanar, March 1942 to December 6, 1942,” July 15, 1944, Folder O3.02, JERS, p.38.
 - 7) “Education Section Summary, War Relocation Authority, Manzanar, California,” May 31, 1945, Folder O2.02, JERS.
 - 8) Thomas H. Haas, “Notes on Community Government,” December 31, 1943, Folder J1.503, JERS; George Nakaki, “Heart Mountain Relocation Center, Community Government-Evacuee Viewpoint Final Report,” 1942-1945, Folder M1.05, JERS.
 - 9) War Relocation Authority, Central Utah Project, Topaz, Utah, “Closing Report: Community Activities Section,” September 1945, Folder H12.00, JERS.
 - 10) Hayashi, *Democratizing the Enemy*, pp.108-113.
 - 11) WRA, Topaz, “Closing Report,” p.79.
 - 12) *Our World 1943-1944, Manzanar High*, Box 59, Manzanar Relocation Center Records, Charles E. Young Research Library, University of California, Los Angeles. この記念アルバムでは、高校生活だけでなく、収容所のさまざまなコミュニティ政策について紹介されている。
 - 13) John H. Privinse and Solon T. Kimball, “Building New Communities during War Time,” *American Sociological Review*, Vol.11, No.4 (1946), pp.402-403.
 - 14) それゆえ、コミュニティ評議会の運営方法や選挙の方法なども、キャンプごとに、また時期によって大きく異なっていた。WRA, *Community Government in War Relocation Centers*; Hayashi, *Democratizing the Enemy*.
 - 15) オリヴィエ・ザンズによれば、大学、研究者、大企業、財団などの諸制度の連環 (institutional matrix) によって生産される社会科学的な知識が、「アメリカの世紀」としての 20 世紀を形作る基盤となった。Olivier Zunz, *Why the American Century?* (Chicago: University of Chicago Press, 1998).
 - 16) 同じ時期に収容所で行われたカリフォルニア大学パークレー校の「日系アメリカ人立退・再定住研究 (Japanese American Evacuation and Resettlement Survey)」、は、非政府機関による最大規模の調査研究で、日系二世の人類学者を調査者として活用した。Lane Ryo Hirabayashi, *The Politics of Fieldwork: Research in an American Concentration Camp* (Tucson: University of Arizona Press,

- 1999).
- 17) Edward H. Spicer, "Anthropologists and the War Relocation Authority," Walter Goldschmidt, ed., *The Uses of Anthropology* (Washington D.C.: Americal Anthropological Association, 1979), pp.223-226.
 - 18) Opler, "A History of Internal Government at Manzanar," pp.84-93.
 - 19) Community Analysis Report No. 8, January 28, 1944, folder J3.14, JERS, pp.5-8.
 - 20) また、オプラーは、コミュニティ政府への障壁として、世代間の相違に加えて、戦前のロサンゼルス日系移民社会における地理的な分断も挙げている。オプラーによれば、ターミナル・アイランド出身の日系移民らはコミュニティ政策に対して敵対的あるいは無関心な態度を取っていたという。Opler, "A History of Internal Government at Manzanar," pp.40-43; p.96.
 - 21) WRA, *Community Government in War Relocation Centers*, p.42.
 - 22) Spicer, "Anthropologists and the War Relocation Authority," pp.232-233.
 - 23) War Relocation Authority, "Segregation of Persons of Japanese Ancestry in Relocation Centers," August 1943, Box 344, Japanese American Research Project Collection, Charles E. Young Research Library, University of California, Los Angeles (JARP と略記), p.6.
 - 24) Marvin K. Opler, "Project Analysis Report #5, War Relocation Authority Tule Lake Project, Newell, California," July 13, 1943. Folder R4.60, JERS.
 - 25) War Relocation Authority, Community Analyst Section, "Army and Leave Clearance Registration at War Relocation Centers," June 1943, Box 55, f.6, JARP, UCLA, pp.76-77.
 - 26) WRA, *Community Government in War Relocation Centers*, pp.49-51. フジタニは、忠誠登録による不適格者 (the unfit) の排除という「浄化 (purifying)」が、キャンプ内のリベラリズムを維持する条件であったと指摘している。Fujitani, *Race for Empire*, p.141.
 - 27) Orin Starn, "Engineering Internment: Anthropologists and the War Relocation Authority," *American Anthropologist*, Vol.13, No.4 (1986), p.706.
 - 28) 南川文里「リトルトーキョーの再建? : 再定住期におけるコミュニティと人種間協調主義」『アメリカ研究』43, 2009, 136-139 頁.
 - 29) もっとも、B・ハヤシは、忠誠登録後の隔離は実際には不十分で日系人内部の敵対要素を減ずるものではなかったとして、1943年から44年にかけての時期を「潜伏期 (quiet period)」と呼んでいる。Hayashi, *Democratizing the Enemy*, p.153.
 - 30) Carey McWilliams, "Japanese Out of California," *New Republic*, April 6 (1942), p.451.
 - 31) Carey McWilliams, *Prejudice, Japanese Americans: Symbol of Racial Intolerance* (Boston: Little, Brown and Company, 1944).
 - 32) Eugene V. Rostow, "Our Worst Wartime Mistake," *Harpers Magazine*, 191 (September 1945), pp.193-201; 山倉『市民的自由』350 頁.
 - 33) Ted Nakashima, "Concentration Camp: U.S. Style," *New Republic* June 15, 1942, pp. 822-823.
 - 34) 水野剛也『日系アメリカ人強制収容とジャーナリズム: リベラル派雑誌と日本語新聞の第二次世界大戦』(春風社, 2005).
 - 35) Roger Daniels, *Concentration Camps USA: Japanese Americans and World War II* (New York: Hold, Rinehart and Winston Inc., 1971), p.xiv.
 - 36) Daniels, *Concentration Camp USA*, p. 102.

- 37) Larry Kubota, "Necessary But Not Sufficient Yellow Power," *Gidra*, Vol.1, No.1, April 1969, p.3.
- 38) "Title II... 'a long step toward totalitarianism,' *Gidra*, Vol.1, No.2, May, 1969, p.6; Charles R. Allen, Jr., "Legal and Actual Concentration Camps in America," *The Realist*, No.75, June 1967, pp.1-9. 戦時強制収容と1950年緊急拘束法との関連については、以下の文献も参照。和泉真澄『日系アメリカ人強制収容と緊急拘束法：人種・治安・自由をめぐる記憶と葛藤』（明石書店, 2009）。
- 39) Michael Omi and Howard Winant, *Racial Formation in the United States: From the 1960s to the 1990s* (New York: Routledge, 1994).
- 40) 山倉は、強制収容を「人種隔離という社会規範と現実が凝縮された事件だった」と総括している。山倉『市民的自由』401頁。山倉の議論は、G・ミュルダールの「アメリカのジレンマ」論に依拠しているが、ミュルダールの議論自体が、「アメリカの信条」の無徴性を前提とした戦後リベラル派のカラーブラインド的視角の原型であることには注意が必要である。戦後リベラル派による人種論の問題については以下も参照。Stephen Steinberg, *Turning Back: The Retreat from Racial Justice in American Thought and Policy* (Boston: Beacon Press, 1995)。
- 41) ジョルジョ・アガンベン（高桑和己訳）『人権の彼方に：政治哲学ノート』（以文社, 2000）, 46頁。

（南川 文里，立命館大学国際関係学部准教授）

Camps as “American Community”: Japanese American Internment and Racism

This article reconsiders the relationship between Japanese American internment and American racism during World War II, focusing on “community” policies of the War Relocation Authority (WRA). The WRA defined a “relocation center” as an institution for Japanese to learn American democracy, civic values, and the American way of life. The liberal leaders of the WRA and Nisei elites collaborated to build an “American community” in the camps by promoting civic participation, educational programs and active community activities for Japanese internees. Although previous literature has emphasized the contradiction between the ideals of community and the reality of racism, this paper reinterprets the discourse of community as a constituent of American racism in the middle of the 20th century. The WRA defined its community policies as a strong vehicle to Americanize Japanese internees. However, according to reports by social scientists known as “community analysts,” its community policies faced serious difficulties in integrating Japanese with different backgrounds into camp communities. Then, the WRA supplemented its community-building project by enforcing a new “registration” policy in which Japanese registered as “disloyal” were moved to a “segregation” center. Such pursuit of the ideals of “American community” is a critical factor in understanding the Japanese American internment. After the war, liberal intellectual criticism of the internment as “U.S. concentration camps” became dominant in Japanese American studies. The new paradigm underrated the WRA’s promotion of community in camp policies. This paper emphasizes the “legacy” of community policies to interpret how internment experiences influenced the rebuilding of the Japanese American community in the later 20th century.

(MINAMIKAWA, Fuminori, Associate Professor,
College of International Relations, Ritsumeikan University)

